

診療費の減免を申請される患者様へ

社会医療法人健生会おかたに病院

おかたに病院では、医療費の支払いが困難となられている方に診療費の減免事業を行っています。減免の認定につきましては、生活保護法による「最低生活水準」を基準に、申請される方の世帯全体の収入、家賃額、家族構成、家計状況などを基に判断いたします。

対象外となる方に関しましても、支払い方法や生活の相談等を行っておりますので、ご相談下さい。

《申請について》

申請につきましては以下の書類（資料）をご用意下さい。申請時にコピーを取らせて頂きます。

- ① 診療費減免申請書【無低様式－03】・・・記入例【無低様式－04】を参照下さい。
 - ② 収入・貯蓄額の確認ができる資料
 - ・給与明細書（直近3ヶ月分）もしくは、課税証明書
 - ・年金証書もしくは、年金振込通知書 等々、収入のわかる資料
 - ・銀行等の預貯金額が記帳されている通帳の写し
 - ③ 健康保険料等の証明書
 - ・健康保険料、介護保険料、年金保険料、住民税の支払い額がわかる資料
 - ④ 健康保険証のコピー
 - ⑤ 印鑑
- ※ 同一世帯で収入のある方（年金含む）がおられる場合は、全員分の所得を確認できる資料を提出してください。
- ※ 1世帯1申請書（必要書類は全員分）を提出していただければ結構です。

《認定について》

申請後に適用の審査を行い、減免の承認・不承認を1～2週間以内に通知します。

減免承認された患者様につきましては、「無料低額診療通知書」が発行されます。

減免割合については、1割もしくは5割減額、10割免除に分かれます。

減免期間については、認定年月日から原則12ヶ月を基本とします。

※ 減免期間中であっても、再申請・必要書類の再提出をお願いすることがあります。

《減免される診療範囲》

医療保険が適用される診療範囲の患者負担金（法人内診療所も同様に適用）。

《減免対象とならないもの》

保険調剤薬局での薬代、介護保険の負担金、健診や予防注射の費用、診断書料などの自費分、おむつ・入院レンタルセット費用等の医療保険が適用されないもの

《申請書（必要書類）提出場所》

おかたに病院の窓口もしくは患者支援課相談員まで提出して下さい。

・おかたに病院 窓口 医事課 中村（なかむら） 0742-63-7700